



長野県報

10月7日(月)
令和元年
(2019年)
第45号

目 次

告 示

| | |
|-------------------------|---|
| 公共測量の実施（建設政策課） | 1 |
| 公共測量の終了（建設政策課） | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 1 |

公 告

| | |
|--------------------------------------|---|
| 准看護師試験の実施（医療推進課） | 2 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧（4件）（農地整備課） | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） | 3 |

告 示

建設政策課

長野県告示第224号

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
空中写真撮影
- 2 作業期間
令和元年11月1日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第225号

朝日村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm、レベル1000）
- 2 作業期間
平成31年4月23日から令和元年9月26日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡朝日村全域（山形村との合同撮影）

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月7日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 路線名 槍ヶ岳線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字平2112番の685地先から
大町市大字平1916番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年10月7日